

ウィッグ及び胸部補整具購入費助成の対象者等の拡充について

1 目的・経緯

区では令和4年度より、がん患者に対しての支援施策として、ウィッグ及び胸部補整具の購入費等助成を開始し、令和6年度に助成額を引き上げ、対象品目を追加して事業を拡充した。

この度、都の補助事業の基準が変更されたことから、がん患者以外の方も対象に加えるとともに助成品目を拡充する。

2 変更内容

	現行	拡充後
対象者	がんと診断され、その治療を行っている(た)方で、がんの治療に伴い、脱毛や乳房の切除などにより、ウィッグや胸部補整具が必要な方。	<u>がん等の治療又は傷病に伴い外見に変化があり、ウィッグ及び補整具等が必要な方。</u> がん患者以外の方も対象とする。 (例)円形脱毛症の方
助成品目	① ウィッグ(ネットを含む) ② 毛付き帽子 ③ 医療用帽子 ④ 人工乳房(ニップルを含む) ⑤ 補整下着(パッドを含む) ⑥ 弾性着衣	①～⑥ ⑦ <u>エピテーゼ</u> ⑧ <u>冷却用キャップ・グローブ・ソックス</u>
助成金額 回数	上限10万円(生涯で2回まで) 1回あたり個数は1個	上限10万円(生涯で2回まで) 1回あたりの <u>個数制限なし</u>

なお、変更後においても、治療用装具療養費や補装具費支給制度など、他制度の対象となる場合は対象外。

3 予算額(案)

歳入 8,999千円

歳出 18,026千円

4 今後の予定

令和8年4月 助成拡充